

茨木市高圧施設(庁舎本館等)に係る電気需給入札に関する質問と回答

番号	質問内容	回答
1	弊社では、料金単価の変動をもたらす燃料費等調整の仕組みを導入していないため、燃料費等調整が必須の場合は入札に参加することができません。 燃料費等調整を導入していない事業者が応札に参加することは可能でしょうか。	入札の公平性を担保するため、入札後の請求は燃料費等調整を加味していただきます。
2	各施設の現在の電力供給会社 及び 現在の計量日を教えてください。	現在の契約業者はコスモエネルギーソリューションズ株式会社で、計量日は施設一覧表に記載のとおりです。
3	1日以外の施設を含むご案件について弊社とのご請求回数が13回になりますがご了承いただけますでしょうか。 1日以外の分散検針施設につきまして、供給期間は計量日～計量日前日となりますが、よろしいでしょうか。	請求は月1回(年間最大12分割)までです。請求書を計量日でグループ分けし、グループ毎に請求頂くことは可能です。ただし、グループ分けを途中で変更することはできません。(例 1日検針日分を毎月請求、中間検針日分を毎月請求)
4	各施設について、自動検針装置はついていますか。	全てスマートメーターを設置しています。
5	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	施設一覧表に記載のとおりです。(No.86が該当)
6	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。 入札書等の日付は、作成日を記入という認識で相違ありませんか	問題ありません。
7	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか(力率割引を考慮する)	電気需給仕様書2-(7)記載のとおりです。
8	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	電気需給入札説明書9-(1)記載のとおりです。
9	入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理につきましては下記の端数処理方法にて算出して問題ございませんでしょうか A: 基本料金＝契約電力×単価×力率(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) B: 電力量料金＝使用電力量×単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) C: 燃料費等調整(燃料費調整単価＋市場価格調整単価)＝使用電力量×単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) D: 再エネ賦課金＝使用電力量×単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) ※C・Dについては入札時に含む場合のみ E: 月額合計＝各月A～D合算(小数点以下切捨て)	Eについては電気需給仕様書2-(7)-アで定めているため、記載のとおりで問題ありません。 A～Dについては仕様書で定めていないため、各社の計算方法で問題ありませんが、落札後の請求算出方法と同様の算出方法で入札時も計算ください。

10	入札金額の積算については、指定の内訳書を使用し積算いたしますが、当社は下記記載の端数処理を用いて電気料金を算出いたします。仮に弊社落札した場合、以下を適応することになります。よろしいでしょうか。 ・基本料金と電気量料金の各単位には消費税を含むものとし、各月の基本料金及び電力量料金の各小計においては小数点以下第2位まで保持(小数点以下第3位四捨五入) ・基本料金と電気量料金の合計金額を端数処理(単位を1円とし、その端数は切り捨てる)	同上回答(No.9)のとおりです。
11	税込総額→税抜総額にする際 円未満切上として処理して問題ございませんでしょうか。	インボイス登録をされていれば問題ありません。 インボイス登録をされていなければ切り捨てになります。
12	弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。 お客さまにはお客さま専用Webページにて電子請求書及びご使用量等検針結果をご確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード)	問題ありません。下記(No.13)の回答も合わせてご確認ください。
13	・ダウンロード可能な電子請求書へは押印及び請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。 (ご了承いただけない場合は【紙請求書による特別対応について】の回答をお願いいたします。)	請求書には本市契約検査課に登録されている登録印での押印が必要になります。 担当者の押印は不要です。 (その他必要情報としては住所、会社名、代表者名を記載の上茨木市長あてに請求をお願いします。)
14	【紙請求書による特別対応について】 請求担当・責任者の記載は致しかねており、押印のみ対応可能です。 ①押印必須の場合 押印した紙請求書を別途郵送対応いたします。その場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。 (長期連休時に20日頃になる可能性がございます)ご了承いただけますでしょうか。	請求書の到着日に関して翌月の20日以降に届く可能性があることについては問題ありませんが、本市の支払いに関しては請求書及び明細書(データ含む)が本市に届いてから起算し30日以内になります。 また3月利用分の支払いについては4月末までに請求書及び明細書(データ含む)が届く必要があります。
15	弊社の電子請求書は、原則、確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。上記(No14)の回答も合わせてご確認ください。
16	請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。(年度末でも同様)ご承諾いただけますでしょうか。	問題ありません。上記(No14)の回答も合わせてご確認ください。
17	発行される請求書、契約締結する契約書につきましては【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
18	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか？(自動販売機・施設内の売店等)	問題ありません。
19	毎月の請求発行方法をご教示いただけますでしょうか。 ①施設別 ②一括(すべてまとめた請求書) ①②以外(詳細をご教示ください)	請求書の発行方法は②の一括とし、内訳に各施設ごとの金額が分かるように記載すること。 (施設別の請求書の発行を拒むものではありません。)

20	燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。	電気需給仕様書2ー(7)記載のとおりです。
21	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ございませんでしょうか。	請求書については合算した表記でも問題ありませんが、後日各月の燃料費調整単価等を問い合わせさせていただく可能性があります。
22	当該地域を管轄する電力会社(一般送配電事業者を含む)による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	電気需給仕様書2ー(7)記載のとおりです。
23	過去に新電力会社に切り替えたことはありますか。	あります。
24	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか(500kW以上の協議制契約の場合)併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。	契約開始時または供給期間中に500kW以上の契約電力の変更希望及び予定はありません。 また万が一契約電力の変更があった場合の単価変更の協議については問題ありません。
25	契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
26	契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設について、今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。 例: 契約電力: ○○kW 最大需要電力実績: 2026年1月 ○○kW	契約電力については施設一覧表のとおりです。 また最大直近1年間の最大需要電力の実績値に関しては別紙最大需要電力表のとおりです。
27	上記質問にて記載いただいている契約電力と仕様書に記載の契約電力に相違がある場合、仕様書の契約電力でのご契約が必須となりますでしょうか。	上記回答(No.26)のとおり相違ありません。
28	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	全施設ご希望どおりの資料を提供できるかわかりかねますが、できる範囲で対応させていただきます。
29	【30分値データ等をお持ちでなく提供ができない方】 落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出いただきますと広域機関から弊社へ貴施設30分値データを提供いただくことが可能となります。ご協力いただけますでしょうか。	問題ありません。
30	入札保証金及び契約保証金の免除について、過去2年間に契約を履行した証明として、【契約履行証明書】の提出は必須でしょうか。	必須ではありませんが、契約を行ったことが分かる書類(契約書等)の提出は必要です。

31	入札保証金及び契約保証金免除について、免除申請に必要な書類及び提出のタイミングについてご教示お願いいたします。また免除可否の審査結果について、ご通知いただけますでしょうか。	免除申請書の提出時期については、開札日から契約日までの間に提出してください。また審査の可否については提出から2週間以内のできるだけ早い時期に回答させていただきます。
32	契約保証金の免除を希望する場合、提出する書類や提出時期の指定はございますか。なお、契約書の写しの提出が必要な場合、ご契約者様以外の第三者へ開示できない情報については、マスキングをしての提出となります。ご了承くださいませ。	提出時期については、開札日から契約日までの間に提出してください。 写しの提出は必要です。またマスキング処理については問題ありません。
33	対象となる施設において、供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更、建築・増築など工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますでしょうか。	受変電設備の改修等の工事を予定している施設はありますが、契約に影響がある工事は予定していません。
34	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議を行っていただくことをご了承くださいませ。	問題ありません。
35	開札結果について公開方法・範囲を教えてください。あるいは開札結果を開札日（あるいは翌日）に電話かメール等でご連絡をいただくことは可能でしょうか。	開札日以降にホームページにて落札業者、落札金額を公表予定です。
36	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。	問題ありません。
37	弊社が落札した場合は、「燃料費等調整を行わない（請求しない）契約」のみの対応となりますが、応札可能でしょうか。	入札の公平性を担保するため、入札後の請求は燃料費等調整を加味していただきます。
38	現在の、自家発補給電力・予備線・予備電源の契約有無について教えてください。また、契約がある場合には、今回の入札額に含める必要はございますか。	自家発補給電力契約に関しては施設一覧表に記載のとおりです。（No.86が該当） 2回線受電の「環境衛生センター」「市庁舎南館」「中学校給食センター」「文化・子育て複合施設おにクル」は全て予備線です。 また入札内訳書に記載しているものは全て入札額に含めてください。
39	弊社は1供給地点ごとに請求書を1部発行しておりますが、本件では供給地点内でさらに分割した請求書発行の対応は生じますか。	生じません。（合わせてNo.19もご確認ください。）
40	本件では分割入金の希望はございますか。ある場合は、入金内訳について事前に弊社までお知らせいただくことは可能でしょうか。	分割入金の希望はありません。
41	入札金額算出時に小数点以下の端数が出た場合、小数点未満は切り捨ててよろしいでしょうか。また、端数処理は、各計算項目ごとor各月の合計ごとor税抜き処理時のどのタイミングで行うべきかご教示ください。	電気需給仕様書2-（7）のとおりです。

42	請求書につきましては、以下のいずれかの方法をお選びいただけます。 ①各施設の請求額を集約した総額請求書（各施設ごとの請求明細を記載） ②各施設ごとの個別請求書 また請求書の電子データにつきましては、弊社システムへの会員登録（無料）いただくことで、上記の運用となりますがよろしいでしょうか。	請求書については①とすることとし、請求書の電子データの取得方法については問題ありません。
43	契約保証金はなしでよろしかったでしょうか。	電気需給入札説明書11－(2)のとおりです。
44	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	問題ありません。
45	仮に当社が落札した場合、契約締結に伴う協議は可能ですか。また、契約書（案）を開札日までに事前に提供いただくことは可能ですか。	仕様書等に記載のない事項についての協議は可能です。また契約書（案）については別紙のとおりです。
46	燃料費調整額について、「当該地域を管轄した一般電気事業者であった小売電気事業者が定める電気供給条件を用いること。」とありますが、各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約は不可との認識で相違ないでしょうか。 各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約が可能な場合、本入札では燃料費等調整額を含めない料金で落札者が決定されるため、実際の燃料費等調整額を含めた請求額では必ずしも落札者が最安とならないケースが考えられます。 落札者の決定にあたっては、例えば各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮いただけますでしょうか。	入札の公平性を担保するため、各社が独自に定める燃料費等調整額による契約は不可とします。
47	契約書に以下の文言を追加させていただけますか。 乙（供給者）は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲（入札実施機関）へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。	原則、契約単価の変更はできません。
48	政府による電気料金支援政策に基づく値引きについては、小売電気事業者ごとに適用対象となる検針期間等の取扱いが異なる場合があります。 そのため、契約開始時点において他の事業者から当該支援に基づく値引きを受けている場合であっても、当社が落札することにより、適用期間が短くなる可能性があります。 このような状況が生じ得る場合においても、当社は入札への参加が可能かご教示ください。	問題ありません。
49	現在の契約電力は仕様書記載のとおりでよろしいですか。異なる場合はご教示ください。	仕様書記載のとおりです。ただし実量制（500kW）以下の施設については2025年4月から2026年3月までの最大需要電力の中で1番大きいものを記載していますが、現時点と比較し大きな変化はありません。

50	契約期間中において、当該地域を供給区域とする一般送配電事業者による託送料金の見直しや、消費税率の変更等の外生的な料金改定が生じた場合、契約期間中であっても、当該改定内容を反映した小売料金単価へ変更することが可能か否かについてご教示ください。 また、変更が可能な場合には、必要となる手続きについても併せてご教示願います。	消費税及び地方消費税の変更を除き、原則契約単価の変更はできません。 また手続きに関しては別途協議とします。
51	入札金額計算書について、特約(割引額)を適用しない場合、空欄としてよろしいですか。	問題ありません。
52	支払について、口座振替、指定口座への入金、納付書による振込のいずれにも対応可能でしょうか。	本市登録口座への振込、もしくは納付書での支払いが対応可能です。
53	封筒には、入札説明書9(4)のとおり記載いたしますが、入札書及び入札金額計算書を密封する際の封印について指定はございますか。(入札書に使用した印鑑等)	特にありません。
54	請求日や請求方法および支払日等、詳細について落札後に協議していただくことは可能ですか。	協議することは可能ですが、基本は電気需給仕様書2-(9)-ウのとおりです。
55	「許可・許可等調書」について、押印不要で氏名欄は代表者氏名を記載する認識でよろしいですか。	ご認識のとおりです。(押印についてははしていただいてもかまいません。)
56	「条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」の茨木市物品等入札参加資格者名簿への登録の有無について、現時点で名簿に登録がなく、平行して登録手続きを行う場合、どちらに○をすればよろしいですか。	「無」に○をしてください。
57	「業務履行実績調書」について、入札説明書3(5)の確認資料として、過去2年間の主な供給実績等を記載することとありますが、規模について、89施設合計の契約電力および予定使用電力量と同等の実績が必要ですか。契約電力もしくは予定使用電力量のどちらかが満たしていれば問題ありませんか。	どちらも満たすことが望ましいですが、片方が多少満たない程度であれば問題ありません。